

○令和2年度における地域活動協議会への支援について

(担当職員) 西成区役所市民協働課担当職員 5名
(令和2年4月1日現在)

(業務時間) 月曜日～金曜日 9:00～17:30
※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

(支援内容)

1. 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
2. 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
3. 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
4. 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
5. 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
6. 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
7. NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
8. 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
9. 「地域カルテ」等の適切な管理・活用にかかる支援等

【令和2年度から区の職員により直接支援を行うこととした理由】

西成区では、地域活動協議会の形成以降、中間支援組織(西成区まちづくりセンター)を活用しながら支援を実施しており、この間の取組みとして、組織運営や会計処理などの基礎的な部分の他、地域課題に対する地域資源を用いての活動など、一定の成果を上げております。

本年度より、こうした取組みを継続しつつ、区が推進する組織運営や適切な会計処理の他、客観的データを基にした地域資源の活用といった分野について、より迅速かつ的確に支援を進めるにあたって、区の職員が直接支援する手法が有効であるため、これまでの中間支援組織(西成区まちづくりセンター)による支援から切り替えて実施しています。